

 文書分類番号	H-2A3-012	制定日	2009年04月01日
		改訂日	2024年04月01日
版数	7版	管理部門	法人本部

# 介護予防および認知症対応型共同生活介護 グループホームハーモニー運営規程

令和6年4月1日 改定

社会福祉法人ハーモニー

## 介護予防および認知症対応型共同生活介護 グループホームハーモニー運営規程

### （規程の趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人ハーモニーが開設する、認知症対応型共同生活介護事業所〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕（以下「グループホーム」という）が行う適正な運営を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

### （事業の目的）

第2条 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（要支援状態）の利用者及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保することを目的とする。

### （運営の方針）

第3条 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように援助するものである。

- 2 グループホームは常に利用者の立場に立ち安心して日常生活を送ることが出来るよう利用者の心身状況を踏まえて妥当適切にサービスを提供する。
- 3 グループホームは利用者の人権擁護、虐待防止の為、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 グループホームは認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するにあたっては、介護保険法第118条2第1頁に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 5 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕提供の終了に際しては利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 6 第1項から5項をもとに、当施設が定める運営方針は次の通りとする。
  - (1) 一人一人の気持ちを大切に、その人らしい生活を送れるよう支えていきます。
  - (2) 家族、友人、地域とのつながりが持てるよう支援していきます。
  - (3) 今を大切に、今を楽しく、今を豊かに、今を生きる。

## (名称および所在地)

第4条 グループホームの名称および所在地は次のとおりとする。

- |         |                         |
|---------|-------------------------|
| (1) 名称  | グループホーム ハーモニー           |
| (2) 所在地 | 長野県松本市大字島内字広田 4068 番地 1 |

## (職員の職種および員数)

第5条 グループホームの職員の職種、員数は次のとおりとする。

- |             |         |                      |
|-------------|---------|----------------------|
| (1) 管理者     | 常勤      | 1人以上（計画作成担当者を兼務）     |
| (2) 計画作成担当者 | 常勤      | 1人以上（管理者および介護従事者を兼務） |
| (3) 介護職員    | 日中：常勤換算 | 3対1以上                |
|             | 夜間：     | ユニットごとに1人以上          |

## (職務内容)

第6条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の実施に関し事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに連携する介護施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護職員は、介護計画に基づき、利用者に必要な介護及び支援を行う。

## (介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 グループホームは、利用者が共同生活を送る住居において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、常にご家族と連携して次のサービスの提供を行う。

- (1) 利用者個々の残存機能・能力を十分に生かした共同生活の支援
- (2) 入浴・食事・排泄等の日常生活上の必要な介助
- (3) 日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練の実施
- (4) 利用者の健康状態を常に確認するとともに、健康維持のための適切な処置の実施
- (5) 利用者のためのレクリエーションの実施
- (6) 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者および家族に対して相談等の精神的ケアおよび認知症予防ケアの実施
- (7) その他、利用者の生活向上のために必要な援助

## (利用定員)

第8条 グループホーム ハーモニーの定員は18名とする。

- |      |    |
|------|----|
| 1フロア | 9名 |
| 2フロア | 9名 |

## (利用料その他の費用)

第9条 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）によるものとする。

2. 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）によるものとする。

3. 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

4. その他実費等の利用料金については以下の通りとする。

サービス内容	介護保険の対象以外のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。（下表） 料金の改定を行う場合は理由を付して事前に連絡します。	
個人負担額	負担内容	負担額
	居室の提供 (家賃・管理費)	1ヶ月 42,000円 (家賃：35,000円、管理費：7,000円)
	食事の提供 (食材費)	1日 1,200円
	水光熱費	1ヶ月 24,500円
	理美容代、オムツ代等	実費

## (利用の手続き)

第10条 グループホーム利用の提供を開始するときは、あらかじめ利用申込者に対し面接を行い、利用申込者および家族に対して本規程の概要、職員の勤務体制等、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い同意を得るものとする。

2. 利用者については、心身の状況、個性、境遇、趣味、嗜好その他の調査および健康診査を行い、これを記録保存しておくものとする。

3. 利用者の衣類その他所持金品を確認する。

## (入退去にあたっての留意事項)

第 11 条 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の対象者は要介護者〔要支援者〕であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がないものとし次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
  - (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
  - (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
  - (4) 伝染性疾患を有する者
  - (5) 疾病により、利用が困難と認められる者
  - (6) 著しく共同生活を乱す恐れがある者
  - (7) その他、入居が不相当と認める正当な理由がある者
2. 入居申込者の入居に際しては主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。
  3. 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を講じる。
  4. 利用者の退去に際しては、利用者及びその家族の希望、退去後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に努める。

## (面会)

第 12 条 外来者が利用者と面会しようとするときは、所定の面会簿に氏名等必要事項を記載しなければならない（感染症対策として感染状況に応じて面会方法が変更になる場合あり）。

## (外出・外泊)

第 13 条 利用者が外出または外泊しようとするときは、あらかじめ日時、用件、行先および付添人等を記入した届出書により、管理者の了承を得るものとする（感染症対策として感染状況に応じて外出・外泊の制限、又は中止となる場合もあり）。

## (身元引受人)

第 14 条 利用者は次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。ただし、利用者が身元引受人を立てることができない相当な理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第 20 条第 1 項に定める行為能力者をいう。以下同じ。）であること。
  - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当該施設に対して負担する一切の責務を極度額として 300 万円の範囲内で利用者と連帯して支払う責務を負います。
  - 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
    - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

- ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の対応、または利用者が死亡した場合の遺体の引き取りをすること。ただし、遺体の引き取りについては、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、または当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他背信行為または反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。ただし、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

#### (退所)

第15条 管理者は、利用者が次の各号に該当するときは、退所させることができる。

この場合、管理者は関係市町村または当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等と密接な連携を図るものとする。

- (1) 利用者から退所の申し出があったとき
- (2) 利用者が無断で退所し、復帰の意思がないとき
- (3) 利用者が病院等に入院し、回復の見通しが不明なとき
- (4) 利用者が第11条第1項の状態になったと認められるとき

#### (緊急時における対応)

第16条 緊急時における対応は次のとおりとする。

- (1) 緊急時の対応は、勤務職員が迅速に管理者および家族・身元引受人に連絡する。
- (2) 利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに協力医療機関若しくは当該利用者のかかりつけ医に連絡をとり、指示を得て対処するものとする。
- (3) 協力医療機関は次のとおりとする。

杉山外科医院、清水メンタルクリニック、相澤病院、丸の内病院、安曇野赤十字病院  
杉山歯科医院

#### (非常災害対策)

第17条 年2回定期的に避難訓練を行い、非常災害対策は次のとおりとする。

- (1) 防火責任者には管理者を充てる。
- (2) 防火責任者は、職員に対し防火教育・意識の徹底、防火・消防訓練を実施する。
- (3) 非常災害用設備は、契約保守事業者による点検を行い、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 災害時および災害防止対策の実施にあたっては、地元消防署および地域住民との協力体制の確立に努める。

（衛生管理等）

- 第 18 条 グループホームは利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会を定期的  
に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を  
定期的に実施する。

（事故発生時の対応）

- 第 19 条 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、当該利用者の居宅介護支援事業者および市町村に連絡を行うとともに必要な処置を講じる。
2. 利用者に対する介護サービスの提供により、施設の責に帰する事故が発生した場合は、損害賠償を含め誠意をもって対応する。
3. 事故の状況及び講じた措置について記録し発生の事実及びその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発防止に努める。

（苦情処理）

- 第 20 条 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
2. 提供した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導または助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 提供した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第 21 条 利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発防止をするため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的  
に開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. グループホームはサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第 22 条 グループホームは当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急をやむ得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむ得ない理由を記録するものとする。

2. グループホームは身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともにその結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体拘束等の適正化の為の指針を整備する
  - (3) 介護職員等に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（運営推進会議）

第 23 条 グループホームの行う認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕を開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として運営推進会議を設置する。

2. 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表、松本市または地域包括支援センターの職員及び認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕についての知見を有する者で構成するものとする。
3. 運営推進会議の開催は概ね2月に1回以上とし運営推進会議に対し提供しているサービス内容及び活動状況等を報告し運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

（業務継続計画の策定等）

第 24 条 グループホームは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. グループホームは従業者に対して業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. グループホームは定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（サービス提供の記録）

第 25 条 介護サービスを提供したときは、提供日および内容等の必要事項を利用者の居宅サービス計画に記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しなければならない。

## （その他運営に関する事項）

第26条 グループホームは全ての介護従事者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の質の向上のために研修の機会を次の通り設ける。

- (1) 採用時研修 6ヶ月以内
- (2) 行政および福祉団体等が行う認知症対応等の研修会参加
2. 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 施設の職員であった者で、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
4. グループホームは適切な認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
5. グループホームは認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備しそのサービスを提供した日から最低5年間保存するものとする。
6. この規程に定める事項以外の運営に関する重要事項は、開設法人と施設管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

改定日	平成27年4月1日	
	平成29年4月1日	
	平成30年4月1日	第5条、別紙1
	令和元年10月1日	別紙1
	令和4年4月1日	第2条、第3条 追加、第5条、第6条、第8条、第9条、第11条、第15条、第18条 追加、第19条、第20条、第21条 追加、第22条 追加、第23条 追加、第24条 追加、第26条、別紙（第9条の記載方法に変更）
	令和6年4月1日	第12条、第13条、第18条、